

## 大仙市乗合タクシー再編支援業務委託に関する 公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、大仙市乗合タクシー再編支援業務委託を実施するにあたり、技術提案を求め、当該業務の最適な者を選定するための手続きに関し必要な事項を定めるものです。

参加者は、本実施要領、参加者募集の公告及び仕様書等の内容を熟読のうえ、本実施要領に示した書類の提出をお願いします。

### 1 業務の背景・目的

本市は、令和2年度に実施した公共交通の再構築を基に、近隣市町を結ぶ幹線交通として路線バスを維持し、その支線としてコミュニティバスや乗合タクシーを運行することで交通網の維持に努めてきたが、路線バスやコミュニティバスにおいては、利用者の減少や運転手不足、市の財政負担の増加が深刻な課題となっている。また、乗合タクシーに関しては、高齢化に伴い停留所までの歩行が困難な利用者が増加し、新規利用者の確保が困難な状況にあり、さらに、ドアツードア運行や希望時間での運行に対する要望が多く、より高い利便性が求められている。

これらの現状を踏まえ、今後も持続可能な公共交通を維持するため、コンパクトな交通への再編を目指し、最小限の人員と車両で効率的に運行可能な、利便性の高い交通システムを構築することを目的とし、乗合タクシーの路線再編案及び利用者の予約に対してAIを活用し最適な配車を行うシステム（以下「AI オンデマンド交通システム」という。）の機能について、広く提案を募集することで、最も適切な者を受注者として特定する。

### 2 業務内容

#### (1) 業務名

大仙市乗合タクシー再編支援業務委託

#### (2) 概要

令和7年度における本業務は、令和8年度から太田地域において実施予定の乗合タクシー路線再編およびAI オンデマンド交通システムの実証運行に向けた運行計画の策定を目的とする。主な業務内容は以下のとおりである。

- 交通事業者へのヒアリングの実施
- 住民意見交換会の開催
- 運行計画（素案）の作成

#### 【基礎情報】

- 実証運行予定期間：令和8年10月1日～令和9年3月31日（6か月）
- 実証運行予定地域：太田地域

(3) 履行期間

業務委託期間 契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

公告予定日 令和 7 年 8 月 8 日

(4) 業務の提案上限額

支払い総額として、3,696,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※この金額を超える金額で提案した場合は失格とする。

### 3 契約の締結

- (1) 本プロポーザル選定委員会で選定した第一契約交渉候補者と契約締結の協議を行う。
- (2) 第一契約交渉候補者と契約締結の協議が整わない場合は、次点の技術提案者と契約締結の交渉を行う。

### 4 事務局

大仙市企画部地域活動応援課

〒014-8601 秋田県大仙市大曲花園町 1 番 1 号

電話：0187-63-1111（内線 227） E-mail：chikatu@city.daisen.lg.jp

### 5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 参加表明書の提出時点で、令和 7-8 年度大仙市契約業者資格審査申請（役務の提供）に申請し掲載されている者、または参加表明書提出までに掲載が完了する見込みである者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 本プロポーザルに係る公告の日から特定通知の日までの期間に、国・秋田県及び本市の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 大仙市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (6) 過去 5 年以内に、地方公共団体が発注した、AI オンデマンド配車システムの導入を前提とする路線再編業務を受託し、完了した実績があること。
- (7) 令和 8 年度の実証運行において、AI オンデマンド交通システムの提供が可能である者。
- (8) 本プロポーザルには、複数者での共同による参加は認めない。

## 6 配布資料

本市ホームページから関係書類をダウンロードすること。なお、窓口での配布は行わない。

- (1) 本実施要領
- (2) 仕様書
- (3) 評価基準表
- (4) 様式

## 7 プロポーザル実施日程

本プロポーザルの実施に係る日程は次のとおりとする。

プロポーザル実施の公告	令和7年8月8日(金)
質問書の提出期限	令和7年8月20日(水)午後5時
質問書の回答期限	令和7年8月22日(金)
参加表明書の提出期限	令和7年8月27日(水)正午
一次審査結果通知発送(提案者の選定)	令和7年9月2日(火)
技術提案書等の提出期限	令和7年9月18日(木)午後5時
プレゼンテーション実施	令和7年9月22日(月)
審査結果通知(提案書の特定)	令和7年9月29日(月)
契約締結	令和7年10月17日(金)

※実施日程は、災害その他の理由によりやむを得ず、上記日程を変更する場合がある。  
この場合、参加者に速やかに連絡する。

## 8 質問及び回答

### (1) 質問の提出方法

実施要領や仕様書の内容について技術提案者の質問は、電子メールで受け付ける。  
質問事項の様式は、指定したものとする。

また、提出方法は「4 事務局」へ電子メールによる(様式1)。

なお、「4 事務局」に記されている連絡先へ、電子メールを送信した旨の電話連絡をすること。

### (2) 受付期間

質問の受付期間は、次のとおりとする。期間以外の質問は受け付けない。

令和7年8月8日(金)から令和7年8月20日(水)午後5時まで

### (3) 回答方法

質問及び回答は、令和7年8月22日(金)までに本市ホームページ上で質問者を特定できない形で公開する。

## 9 参加表明書等の提出について

### (1) 提出書類等

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定める書類等を提出することで参加表明するものとする。

- ① 参加表明書(様式 2) 1部
- ② 会社概要調書(様式 3) 1部
- ③ 同業務実績調書(様式 4) 1部
- ④ 実施体制調書(様式 5) 1部
- ⑤ ①から④までの電子データを保存した CD-R 1枚

### (2) 提出期限

令和7年8月27日(水)正午(必着)

### (3) 提出方法

持参(土・日、祝日を除く日)または郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着)による。

### (4) 提出場所

「4 事務局」に記されている場所

## 10 一次審査(技術提案書の提出者選定)

参加表明書等により参加資格の確認及び審査を行う。参加表明者のうち、評価点の上位4者程度を一次審査通過者とする。一次審査の結果(通過または非通過)については、結果に関わらず令和7年9月2日(火)に一次審査結果通知書を発送する。

## 11 辞退届の提出について

参加者は、技術提案書の提出期日までに、いつでも本プロポーザルを辞退することができる。

なお、辞退にあたってはこの旨を記載した書面(様式は任意)を提出すること。辞退した者は、これを理由に以降、不利益な扱いを受けることはない。

## 12 技術提案書等の提出

一次審査を通過した者は、下記のとおり技術提案書等を提出するものとする。

### (1) 提出書類

- ① 技術提案提出届(様式 6)
- ② 技術提案書
- ③ 価格提案書

### (2) 提出期限

令和7年9月18日(木)午後5時(必着)

(3) 提出部数

(1)の書類の正本1部、副本7部並びに提出書類の電子データを保存したCD-R 1枚

(4) 提出方法

持参(土・日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時まで)または郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着)による。

(5) 提出場所

「4 事務局」に記されている場所

### 13 技術提案書

技術提案書の正本については、企業名を記載・押印し、副本については一次審査結果書に記載する識別記号のみ記載し、企業名等は記載しないものとする。

(1) 技術提案書はA4(縦及び横：両面印刷：長辺とじ：文字11ポイントを基本)、40ページ以内(様式6及び表紙並びに目次はページ数に含まない)でまとめ、各ページ下部にページ番号を記載すること。

(2) A3サイズを使用する場合には、片面印刷でA4サイズに折り込み、2ページとして計算すること。

(3) 技術提案書には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、提出者が特定できる内容の記述は行わないこと。

(4) 技術提案書の詳細内容は、本市の職員が提案者の説明がなくても読んで理解できるように配慮すること。

(5) 記載内容、評価の視点については、「評価基準表」を参照すること。

(6) 仕様書および評価基準表の評価項目を網羅する形で提案書を作成すること。

また、仕様書に挙げられていない事項であっても、必要と思われる事項があれば積極的に追加提案すること。

なお、追加提案については、価格提案書に示された価格を超えないこと。評価において採点されない場合でも実施が可能なものであること。

(7) 技術提案書には、令和8年度の実証運行にかかるシステム利用料及びランニングコスト等を含めた概算の業務額を記載すること。

### 14 価格提案書

(1) 業務額について価格提案書(見積書可。任意様式)を提出すること。

なお、可能な限り費用の内訳を記載すること。

(2) 経費は全て税抜きで記載するとともに、見積もった金額に消費税及び地方消費税に相当する額を記載すること。

## 15 プレゼンテーションの実施

技術提案者は、提案書について次によりプレゼンテーションを実施しなければならない。

### (1) プレゼンテーションの日時

令和7年9月22日(月)の指定時間

指定時間は、「一次審査結果通知書」と同時に通知する。

### (2) プレゼンテーションの場所

大仙市役所大曲庁舎

### (3) プレゼンテーションの人数

出席者は4名以内とする。

### (4) プレゼンテーションの持ち時間

準備時間	5分程度
プレゼンテーション (システムのデモンストレーション含む)	40分程度
質疑応答	10分程度
片付け	5分程度

### (5) プレゼンテーションの内容

- ① 提出した技術提案書の内容を説明・補足するものとし、技術提案書と異なる内容の説明は認めない。
- ② 技術提案書のアピールポイントや、記載しきれなかった事項（イメージなど）について説明すること。
- ③ AIオンデマンド交通システムについては、利用者・予約受付者・運転手・管理者等の操作感がわかるようにデモンストレーションを行うこと。

### (6) 使用機器等

プロジェクターとスクリーンは、本市で用意する。プロジェクターはHDMI入力端子を有し、XGA解像度に対応している。その他の機器(パソコン等)は技術提案者側で準備すること。

また、会場でデモンストレーションができない場合は、オンラインによる遠隔地中継も可能とする。ただし、そのための回線が必要になる場合は技術提案者側で用意すること。

なお、質疑応答でも実機の動作説明が要求される場合があるため、シミュレート用機材は必ず用意すること。

### (7) 配布資料

プレゼンテーションの内容を補足する目的でプレゼンテーション前に資料を配布することは認めるが、技術提案書に未記載の内容について記述があると事務局が判断した場合はこれを認めないものとする。

## 16 審査基準

審査基準及び配点は、「評価基準表」に基づく。

評価点が満点（委員の合計点数）の6割以上であり、かつ最も高い者を契約交渉候補者とする。

また、書類審査または技術提案書の審査について、評価項目のうちプロポーザル選定委員会委員が1つでも「E:不十分」の評価をした参加者については契約交渉候補者とししない。

## 17 第一契約交渉候補者の選定

プロポーザル選定委員会において、一次審査の評価点及び技術提案書等の評価点並びにプレゼンテーションの評価点を合計し、得点（委員の合計点数）が最も高い者を第一契約交渉候補者とする。同点の者がいる場合は、プロポーザル選定委員会で協議のうえ、順位を決定する。

### (1) 選定結果通知

令和7年9月29日(月)

### (2) 選定結果

プレゼンテーション参加者に係る選定結果(評価点数と順位)は、書面通知する。

また、第一契約交渉候補者以外の名称を除いたうえで、各提案者の評価点数を本市ホームページで公表する。

第一契約交渉候補者に選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(休日等の日数は算入しない)以内に、書面により非選定理由の説明を求めることができる。

## 18 その他

### (1) 提案費用の負担

技術提案書の作成、応募、プレゼンテーション等の本プロポーザルに要する費用はすべて提案者の負担とする。

### (2) 使用言語

技術提案書等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時間及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位によることとする。

### (3) 提出書類の取り扱い

① 提出された書類については変更できないものとし、返却しない。

② 技術提案書等の提出期限後の差し替え、追加、削除等は認めない。

ただし、本市が追加の要求をした場合はこの限りではない。

③ 技術提案書等は選定作業を行う際、複製を作成し、これを利用する。

(4) 応募者が1者の場合の取り扱い

本プロポーザルにおいて参加表明者が1者のみであった場合であっても、公平性及び透明性を確保する観点から、書類審査およびプレゼンテーション審査を実施し、総合的に評価のうえ選定を行うものとする。

19 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、提出された技術提案書等を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 選定委員または関係者にプロポーザルに対する助言を求めた場合。
- (5) 実施要領及び仕様書等で定める事項に適合しないもの。
- (6) 技術提案書に記載すべき事項が記載されていないもの。
- (7) 価格提案書の金額が2の(4)の提案上限額を超えた場合。